

平成18年8月31日

法務省民事局参事官室 御中

社団法人 信託協会

「電子登録債権法制に関する中間試案」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(中間試案 28 頁、補足説明 98 頁)

第7 その他 2 信託

電子登録債権については、信託財産に属する旨の信託登録をしなければ、このことを第三者に対抗することができないとされているが、信託登録の申請等に係る具体的な手続が明らかにされていない。

この点について、補足説明では、信託登録の「具体的な手続については、現在国会に継続審議となっている信託法案が成立した場合には、その内容等を踏まえて検討する」とされている。

そこで、信託法改正に伴う整備法案が成立した場合には、不動産の信託登記は受託者が単独で申請できることになることと同様に、電子登録債権の信託登録についても、受託者単独での登録申請を認めることを要望する。

以上